

(地 246) (保 209)

平成 30 年 10 月 24 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

松 本 吉 郎

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」
に関する質疑応答集 (Q&A) について (その 2)

平成 30 年 3 月 14 日付け日医発第 1155 号 (地 I 330) (保 217) にてご連絡申し上げた標題のガイドラインは、医療用医薬品の流通関係者 (医薬品メーカー、卸売業者、保険医療機関等) に対し単品単価契約、早期妥結等を積極的に推進し流通改善に取り組むことを求めるものであり、その趣旨は診療報酬上の未妥結減算制度 (保険薬局及び許可病床数 200 床以上の病院が対象) にも取り入れられたところです。

今般、当該ガイドラインに則した取り組みを行う上での主な留意点 (Q&A 集 その 2) として、卸売業者と保険医療機関・保険薬局との関係において留意すべき事項が示されました。この Q&A は、医療機関等における通常値引き交渉を否定するものではありませんが、一部で見受けられる過大な値引き交渉等の事例とガイドラインとの関係について整理したものとなっております。

つきましては、貴会会員への周知方について、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」
に関する質疑応答集 (Q&A) について (その 2)

(平 30. 9. 14 厚生労働省医政局経済課 保険局医療課 事務連絡)

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 14 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局経済課
厚生労働省保険局医療課

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべき
ガイドライン」に関する質疑応答集（Q & A）について（その2）

医療用医薬品の流通改善については、平成 30 年 1 月 23 日付けで「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（以下「流通改善ガイドライン」という。）を発出し、平成 30 年 4 月 1 日から適用しているところです。

今般、卸売業者と保険医療機関・保険薬局との間における価格交渉において見受けられる不適切な事例について流通改善ガイドライン上の問題点を整理し、流通改善ガイドラインに則した価格交渉、早期妥結の推進に資するよう、別添のとおり質疑応答集（Q & A）を作成しましたので、貴団体会員等に対し周知をお願いいたします。

(別 添)

Q 1 : 価格交渉において、単品単価による交渉を行わず、全品一律値引きや同一カテゴリ製品の一律値引きを求めることは、流通改善ガイドライン上問題がありますか。

A 1 : 総価交渉により個々の医薬品の単価を同一の割合で値引きする一律値引きは、個々の医薬品の価値を反映した銘柄別の薬価収載を行う現行の薬価制度の趣旨にそぐわない取引であり、価格交渉の段階から個々の医薬品の価値を踏まえて交渉を進めることが必要です。

【流通改善ガイドライン第1の3 (1)】

Q 2 : 価格交渉において、前年度の総値引率等をベースに総価交渉を求めることは、流通改善ガイドライン上問題がありますか。

A 2 : ガイドラインに記載のとおり、原則として全ての品目について単品単価契約とすることが望ましく、少なくとも前年度より単品単価契約の割合を高める必要があります。

取引全体の値引率を重視し、単に前年度の値引率水準での総価交渉を求め、医薬品の価値や流通コストを踏まえた交渉に応じない行為は、個々の医薬品の価値を反映した銘柄別の薬価収載を行う現行の薬価制度とは相容れない行為であり、ガイドラインではこのような値引き交渉を慎むよう求めています。

【流通改善ガイドライン第1の3 (1)、(3)】

Q 3 : 価格交渉において、例えば、グループ病院の各施設や調剤チェーンの各店舗によって取引品目等が異なる取引で同一の総値引率を求めることは、流通改善ガイドライン上問題がありますか。

A 3 : 例えば、グループ病院の各施設や調剤チェーンの各店舗が、取引品目等の相違を無視して同一の総値引率を要求し、医薬品の価値や流通コストを踏まえた交渉に応じない行為は、個々の医薬品の価値を反映した銘柄別の薬価収載を行う現行の薬価制度とは相容れない行為であり、ガイドラインではこのような値引き交渉を慎むよう求めています。

【流通改善ガイドライン第1の3 (3)】

現に交渉が行き詰まった場合は、厚生労働省の相談窓口までご連絡ください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/drugryutsukaizen/main/>